

相続手続きにご用意いただく書類について

しずおか焼津信用金庫

当金庫でご預金等（預金・出資金・貸金庫等）のお取引をいただいているお客様が亡くなられた場合には、相続の手続きが必要になります。下記の書類等をご用意いただきますようお願い申し上げます。

なお、相続の形態や取引内容により必要な書類が異なるため、下記以外の書類をご用意いただく場合もありますのでご了承ください。

融資取引や貸金庫取引がある場合は、別途手続きが必要となりますので直接お取引店にお問い合わせください。また、ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

相続の形態		依頼書へ記入頂く方 (相続手続きの相手方)	添付（必要）書類
1. 遺産分割前		相続人全員	① 被相続人※1 の戸籍謄本または除籍謄本 ② 相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍に記載の無い場合） ③ 相続人全員の印鑑証明書
2. 遺産分割後	(1) 分割協議書なし	相続人全員	① 被相続人の戸籍謄本または除籍謄本 ② 相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍に記載の無い場合） ③ 相続人全員の印鑑証明書
	(2) 分割協議書あり	特定相続人※2	① 被相続人の戸籍謄本または除籍謄本 ② 相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍に記載の無い場合） ③ 特定相続人の印鑑証明書 ④ 遺産分割協議書
	(3) 調停分割の場合	特定相続人	① 裁判所の調停調書謄本 ② 特定相続人の印鑑証明書
	(4) 審判分割の場合	特定相続人	① 裁判所の審判調書謄本および審判確定証明書 ② 特定相続人の印鑑証明書
3. 遺言	(1) 遺言執行者なし	受遺者 ※3	① 被相続人の戸籍謄本または除籍謄本 ② 相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍に記載の無い場合）…公正証書遺言の場合は不要 ③ 遺言書遺言書検認調書謄本または検認証明書等（公正証書遺言の場合は不要） ④ 受遺者の印鑑証明書
	(2) 遺言執行者あり	遺言執行者または受遺者	① 被相続人の戸籍謄本または除籍謄本 ② 相続人の戸籍謄本（被相続人の戸籍に記載の無い場合）…公正証書遺言の場合は不要 ③ 遺言書遺言書検認調書謄本または検認証明書等（公正証書遺言の場合は不要） ④ 遺言執行者であることを証する書類 ⑤ 遺言執行者や受遺者の印鑑証明書

- 各種証明書の有効期限（印鑑証明書・遺産分割協議書・各種謄本等は原本をお持ち下さい）
印鑑証明書（発行後6か月以内）、相続人の戸籍謄本（発行後1年以内）、「認証文付き一覧図」（作成日から5年以内）
 - 被相続人の戸籍謄本は「出生から死亡までの全て」のものをお願いします。（15歳以前は省略可）
 - 「認証文付き一覧図」があれば、被相続人や法定相続人の方の戸籍謄本、除籍謄本に代えることができます。
 - 相続人が被相続人の戸籍謄本または除籍謄本のみでは確認できない場合は、必要に応じ、それ以外の戸籍謄本または除籍謄本をお願いする場合があります。
 - 代理人がいる場合は、代理人の印鑑証明書や代理人への委任状等の書類が必要になります。
 - 海外に在住している方で印鑑証明書が取得できない方は各種書類や委任状等へサイン証明の添付や「在留証明書」の提出をお願いする場合があります。
- ※1 被相続人…亡くなられたお取引をいただいているお客様。
 ※2 特定相続人…当金庫の被相続人の預金等を相続する人。
 ※3 受遺者…当金庫の被相続人の預金等を受け取る人。